



委 任 状

当社は、次の弁護士に以下の事件に関する各事項を委任し、次の者を訴訟代理人・手続代理人に定めます。

弁 護 士 高 平 大 輔
住 所 東京都品川区平塚 1-12-9 加瀬ビル4階
 弁護士法人フェイス法律事務所
電 話 03-6426-1828

相 手 方 小池龍也

裁 判 所

事 件

- ・ 上記事件の訴訟行為・手続行為、参加、強制執行、保全処分及び弁済金物の受領
- ・ 反訴の提起、訴えの取下、和解、請求の放棄、請求の認諾、民事訴訟法48条（50条3項、51条による準用の場合を含む）による脱退、調停
- ・ 控訴・附帯控訴、上告・上告受理の申立、抗告及びそれらの取下
- ・ 民事訴訟法360条（367条2項、378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下及びその同意
- ・ 家事審判又は家事調停の申立の取下、非訟事件の申立の取下及び和解
- ・ 家事事件手続法268条1項若しくは277条1項1号の合意、270条1項に規定する調停条項案の受諾又は286条8項の共同の申出
- ・ 審判に対する即時抗告、家事事件手続法94条1項（288条において準用する場合を含む）の抗告、97条2項（288条において準用する場合を含む）の申立又は279条1項若しくは286条1項の異議、終局決定に対する抗告若しくは異議、又は、非訟事件手続法77条2項の申立
- ・ 前号の抗告（即時抗告を含む）、申立又は異議の取下げ
- ・ 保管金納入及び受領、入札、担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消決定に対する同意、同取消決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立
- ・ 供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
- ・ 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- ・ 労働審判の申立、異議申立、抗告及びそれらの取下、調停
- ・ 復代理人の選任
- ・ 執行官に対する申立、取下げ、復代理人の選任、およびその他これらに付随する一切の権限

令和7年 4月 11日

住 所 栃木県日光市今市 1 1 1 1 番地 3

委任者 有限会社伸幸商事 取締役 鈴木伸彦





委 任 状

当社は、次の弁護士に以下の事件に関する各事項を委任し、次の者を訴訟代理人・手続代理人に定めます。

弁 護 士 高 平 大 輔
住 所 東京都品川区平塚 1-12-9 加瀬ビル4階
 弁護士法人フェイス法律事務所
電 話 03-6426-1828

相 手 方 小池龍也

裁 判 所

事 件 建物明渡等請求事件

- ・ 上記事件の訴訟行為・手続行為、参加、強制執行、保全処分及び弁済金物の受領
- ・ 反訴の提起、訴えの取下、和解、請求の放棄、請求の認諾、民事訴訟法48条（50条3項、51条による準用の場合を含む）による脱退、調停
- ・ 控訴・附帯控訴、上告・上告受理の申立、抗告及びそれらの取下
- ・ 民事訴訟法360条（367条2項、378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下及びその同意
- ・ 家事審判又は家事調停の申立の取下、非訟事件の申立の取下及び和解
- ・ 家事事件手続法268条1項若しくは277条1項1号の合意、270条1項に規定する調停条項案の受諾又は286条8項の共同の申出
- ・ 審判に対する即時抗告、家事事件手続法94条1項（288条において準用する場合を含む）の抗告、97条2項（288条において準用する場合を含む）の申立又は279条1項若しくは286条1項の異議、終局決定に対する抗告若しくは異議、又は、非訟事件手続法77条2項の申立
- ・ 前号の抗告（即時抗告を含む）、申立又は異議の取下げ
- ・ 保管金納入及び受領、入札、担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消決定に対する同意、同取消決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立
- ・ 供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
- ・ 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- ・ 労働審判の申立、異議申立、抗告及びそれらの取下、調停
- ・ 復代理人の選任
- ・ 執行官に対する申立、取下げ、復代理人の選任、およびその他これらに付随する一切の権限

令和7年 4月 11日

住 所 栃木県日光市今市1111番地3

委任者 有限会社伸幸商事 取締役 鈴木伸彦

